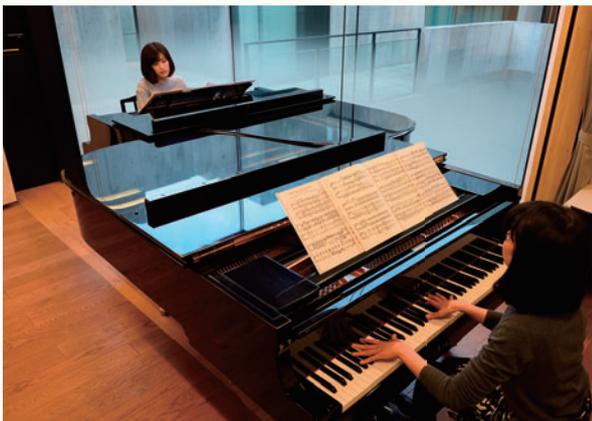


月報私学10

2017
Vol.238



桐朋学園大学は1948年に開設した子供のための音楽教室から始まり、現在では大学院に至るまでの一貫した音楽教育体系を基軸に、小澤征爾氏をはじめこれまでに多くの著名な世界的音楽家を輩出してきました。2017年6月に竣工した木造校舎（上段・右下）は随所に音楽教育の理念が込められており、伝統を継承しつつさらなる革新・躍進とともに音楽教育の新たな価値を創造していきます。
写真提供：学校法人 桐朋学園（東京都調布市）

CONTENTS

●平成30年度 私学助成関係予算の概算要求	2
●平成30年度 専修学校関係予算の概算要求	4
●事業団資金で明日を拓く	6
●私立大学等経常費補助金Q & A	8
●平成29年10月からの基準利率及び年金現価率（退職等年金給付）／医療費通知の送付	9
●積立共済年金・共済定期保険 後期募集（平成30年4月1日加入）	10
●私学共済ホームページ 事務担当者用ページのご案内／ 介護ビデオ・DVDをご利用ください	11
●被扶養者認定申請事例（退職した人の認定）	12
●INFORMATION	14
●宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重層的に支援するため、対前年度86億円増の550億円を要求しています。

主な事項として、まず、「私立大学等改革総合支援事業」については、教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援することとして、対前年度13億円増の189億円（一般補助及び特別補助の内数）を要求しています。

次に、「私立大学研究ブランディング事業」は、学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取り組みを行う大学に対し、重点的に支援するものであり、対前年度12億円増の67億円（特別補助の内数）を要求しています。

また、若手研究者等への支援として、知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う若手研究者の育成と活躍促進のための取り組み等を行う大学等を重点的に支援するため、対前年度7億円増の36億円（特別補助の内数）を要求しています。

さらに、経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の支援については、164億円（特別補助の内数）を要求しており、特に、優秀な博士課程学生

への支援を充実するとともに、意欲と能力があり、より修学困難な学生に対する集中的な支援を行うための補助率のかさ上げを行い、高等教育を受ける機会保障の強化を図ることとしています。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、一般会計において対前年度130億円増の3283億円を要求しています。

なお、復興特別会計においては、引き続き被災3県に所在する大学等の安定的な教育研究環境の整備や被災学生の授業料減免等を支援することとして、13億円を要求しています。

このほか、前述の「私立大学等改革総合支援事業」の一環として、教育の質的転換等の改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」について、13億円を要求しています。

私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

30年度概算要求においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、一人当たり単価を1.2%増加しています。

特別補助では、ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を充実するため、「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、36億円を要求しています。

また、障害のある幼児の受け入れ（幼稚園等特別支援経費）や長時間・長期休業中等の預かり保育を実施する園に対する支援等を充実しています。

このほか、過疎高等学校特別経費、授業料減免事業等支援特別経費について、必要な経費を引き続き要求するとともに、特別支援学校等の特定の教育分野について、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する、特定教育方法支援事業を引き続き要求しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費の総額は35億円増の1057億円を要求しています。

私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備の補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動の基盤の整備を支援するものです。特に、熊本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急な児童・生徒等の安全確保が不可欠であり、私立学校施設の耐震化を一層促進する必要があります。

このため、耐震改築及び耐震補強等による防災機能強化のための施設整備等に対する支援として283億円（私立学校施設高度化推進事業費補助の一部を含む）を要求しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立学校が行う耐震改築・改修事業、私立大病院の建て替え整備事業について利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても13億円を要求しています。

さらに、教育・研究装置等の整備として123億円を要求しており、人材育成機能を充実・強化するため、私立大学等の教育研究基盤整備に対する支援として52億円を要求しているほか、前述の「私立大学研究ブランディング事業」（29億円）・「私立大学等改革総合支援事業」（3億円）における施設・装置等を通じた支援、「私立高等学校等ICT教育等設備整備推進事業」（26億円）におけるICT活用によるアクティブラーニングの推進等に向けた支援などを盛り込んでいます。

これらを含めた私立学校施設・設備整備費全体は、対前年度303億円増の406億円を要求しています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の30年

度の貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎等の建て替え整備事業、施設・設備の整備、平成28年熊本地震にかかる災害復旧事業等に対する資金の貸付として640億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金317億円を要求しています。

また、耐震化のさらなる促進や、私立大学附属病院の機能強化等を図るため、一般施設費・特別施設費に、貸付期間30年（据え置き期間3年）・固定金利の貸付メニューの創設を新たに要求しています。

私学助成改革推進委託事業

私学助成改革推進委託事業については、私学助成をより効率的・効果的に配分するための検証のしくみを構築するため、新たに11億円を要求しています。

本事業では、経営強化に向けた連携方策や私学助成の効果にかかると分析、各都道府県が実施している私学助成の実態等について調査研究を実施し、得られた成果を私学助成の配分方法や制度等に反映するとともに、私立大学等改革フォーラムを開催し、好事例の展開、政策の定着を図ることとしています。

平成30年度 専修学校関係予算の概算要求

文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室

産業の高度化やグローバル化の進展の中で、職業はより専門分化し、職業人として専門的な知識・技能が一層求められます。このような中で、地域産業を担い、実践的に活躍し、あるいは我が国の産業を牽引していく人材を各分野において養成していくこと、そして、そのための職業教育を充実していくことは、ますます重要になっていきます。

専修学校はこれまで、柔軟な制度の特性を活かしながら、多様な分野において、産業界等のニーズに即応し職業に直結する教育を行い、各地域で活躍するプロフェッショナル人材を養成してきました。

平成28年度には、「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」において、専修学校教育の振興策について総合的な検討が行われ、29年3月に「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」が提言されました。本報告では、①人材養成（専修学校教育の人材養成機能の向上）、②質保証・向上（専修学校教育の質保証・向上）、③学習環境（学びのセーフティネット

の保障）の三つを柱とした多様な振興策が打ち出されています。

文部科学省として、こうした提言も踏まえて、専修学校制度の特色を活かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めていきます。30年度専修学校関係予算として概算要求している主な事項は次のとおりです。

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

各分野や各地域に応じた中長期的な人材育成に向けた産官学の協議体制の構築を進めるとともに、来るべきSociety 5.0等の時代に求められる能力（例：「IT力」を融合した専門能力等）、地方創生に向けて各地域の課題解決や発展に今後必要となる人材に求められる能力の養成に向けたモデルカリキュラム等の開発や社会人の学び直しの推進、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成を進めるため、前年度5億円増の22億円を要求しています。

専修学校グローバル化対応推進支援事業

諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校への留学にかかる入口から出口に至るまでの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築するとともに、専修学校の外国人留学生の実態把握に向けて、留学動向やその後の就職状況、並びに日本人学生の留学状況について、全国的な調査を実施するため、引き続き必要な経費を要求しています。

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

職業実践専門課程による取り組みのさらなる質向上に向けた先進モデルの開発や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自主的・持続的な研修体制づくり及び研修プログラムの開発等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取り組みの推進に必要な経費を引き続き要求しています。

専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

専修学校が担う職業教育の魅力発信

意欲と能力のある専門学校生や専門学校進学希望者が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取り組み、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行うため、引き続き必要な経費を要求しています。

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

力を強化するため、効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、専修学校と各教育機関や企業等が連携し、専修学校の職業教育機能を活かした体感型の学習機会（職業体験講座の提供、出前授業）等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理するため、新たに1億円を要求しています。

平成30年度 専修学校関係予算概算要求

()は29年度予算額

専修学校教育の人材養成機能の向上

- 専修学校による地域産業中核的人材養成事業 22 億円 (17億円)
 分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や社会人の学び直しの推進、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進める。
 <事業での取組>
 ○産学連携体制の整備
 ○教育プログラム等の開発
 ・ Society5.0等対応カリキュラムの開発・実証【新規】
 ・ 地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証【新規】等
 ○産学連携手法（専修学校版デュアル教育）の開発
- 専修学校グローバル化対応推進支援事業 3 億円 (3億円)
 諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。
- 国費外国人留学生制度 8 億円 (8億円)

専修学校教育の質保証・向上

- 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1 億円 (2億円)
 専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。
- 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業【新規】 1 億円 (-)
 専修学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理する。

学びのセーフティネットの保障

- 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業 2 億円 (2億円)
 意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。
- 私立学校施設整備費補助金 10 億円 (3億円)
 【補助対象】
 ・ 教育装置や学内LAN装置の整備
 ・ 学校施設や非構造部材の耐震化工事、アスベスト対策、ユニバーサルデザイン化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備
 ・ 太陽光発電導入工事、エコ改修工事
- 私立大学等研究設備整備費等補助金 2 億円 (2億円)
 【補助対象】
 ・ 情報処理関係設備の整備

合 計 **50 億円 (36億円)**

<東日本大震災や熊本地震からの復興関係>

- 被災児童生徒就学支援等事業 ※東日本大震災復興特別会計 66 億円の内数
- 被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分） 5 億円の内数

※ 上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に、専修学校生を対象とした予算が含まれている。
 ※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

事業団資金で明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

学校法人 佐野学園
 対象校 神田外語大学
 所在地 千葉市 美浜区
 対象事業 校舎耐火鉄骨増築
 対応者

事務局長 菅野 文博氏
 学事部長 茂又 佑子氏

神田外語大学は、千葉市の幕張にキャンパスを構えています。

美術館のようなガラス張りの校舎、きれいに整備された芝生の広場やグラウンドが広がり、近代的な建物と自然がうまく調和した、素晴らしいキャンパスです。

同大学は、1987年の開学以来、「言葉は世界をつなぐ平和の礎」という建学の理念の下、グローバル社会の一員として世界に貢献する意欲と能力を備えた人材の育成に邁進し、今年、創立30周年を迎えました。

そして、さらなる少人数教育の実現と自立学習環境の強化のため、今年4月、新たな英語の学び舎である8号館（通称「KUIS8」（クイスエイト））が建設されました。

今回は、私学事業団融資の対象と

なった「KUIS8」の特徴について、同大学の皆様にお話を伺いました。



新設した8号館「KUIS8」

「KUIS8」を建設されたきっかけを教えてください。

「KUIS8」を新設するきっかけは、学生の語学運用能力をさらに引き上げるため、授業のさらなる少人数化と自立学習施設の充実化を図ろうということでした。

1クラスを20人以下にするためには、さらに15室の教室が必要であり、教育棟を一つ増やす必要がありました。ま

た、学生たちの課外での自立学習のニーズが高まったため、他校からも注目を集めていた自立学習施設「SALCL（サクラ）」（先端的な語学とIT学習センター）を拡充し、学生全員が利用できる施設を建設する計画がありました。

そのような中、ちょうど創立30周年を迎えることもあり、新たな時代に向けた教育改革の一環として、新校舎を建設することとなりました。

新校舎の建設を機に、さらなる自立学習環境の強化を図るため、以前から「SALCL」に設置していた「SALC」（サルク）や「ELI」（イーエルアイ）という自立学習のサポート環境を8号館に移設・拡充することになりました。

新校舎の建設に当たり、学生が自主的に学習するために、自ら足を運びたくなるような機能やサービスはどのようなものなのか、学生や教員を集めて、繰り返しワークショップを行い、意見を集約しました。

また、施設・設備やインテリアなどのハード面についても、既存の概念にとらわれないよう、あえて教育施設を手掛けたことのないデザイナーに依頼しました。

より良い施設にするため、理事長を中心とするプロジェクト・メンバー、教員、学生、デザイナーで、意見の交換を繰り返し行い、新校舎の完成までには3年半を費やしました。時には意見がぶつかることもありましたが、と

ことん話し合ったことで、自由な雰囲気や学生の柔軟な発想を引き出すことができる校舎が出来上がりました。

「KUIS8」はどのような施設ですか。

「KUIS8」は、キャンパスの南東にある芝生の一角にあります。曲線を描くガラス張りの壁面が特徴的で、多くの学生の学習・コミュニケーションの中心の場になっています。

1階のメインは、神田外語大学の学びの象徴ともいえる自立学習スペース「SALC」です。



「イングリッシュラウンジ」での学習風景

「SALC」には、語学教育専門の教員であるラーニングアドバイザーが12人常駐しています。

英語学習の壁にぶつかって、悩んだ学生は、「SALC」に来て気軽にラー



最新設備を備えたBLS教室

ニングアドバイザーに相談します。アドバイザーとともに課題を見つけ、それを達成するための学習計画を立て、コメントやフィードバックを受けながら学習を進めていきます。この学習計画を通して、学生は自主的な学習方法を身につけることができます。

「SALC」は、学生自らが、一つ一つの課題を乗り越えて自信をつけ、さらに新たな課題に挑戦していく循環型の自立学習空間です。

また、教室を増設したことによって、授業のさらなる少人数化が実現しました。「BLS」(ビーエルエス)と呼んでいる教室は、最新のICTを導入していて、3面に配したホワイトボードとプロジェクトで、同時に複数の学生がそれぞれのタブレット端末からどの

面にも映写が可能で、教室内を自由に移動してプレゼンテーションやディスカッションを行うことができ、インタラクティブな授業を行っています。

その他にも、軽食を買うことができ、そのほかにも、軽食を片手に教員や留学生たちと気軽に会話を楽しむことができるスペースなど、学生同士のコミュニケーションを活発にする施設もあります。

2階は、英語のみ使用可能なエリアになっています。

常駐している英語ネイティブ教員の指導の下、会話の質や文章力を磨く「アカデミックサポートエリア」や、教員や留学生との会話を楽しむことができる「イングリッシュラウンジ」などがあり、必要なサポートを受けながら、コミュニケーション能力を磨くことができます。

また、学習のための設備だけでなく、人工芝を敷き詰めたリラックス空間「The Park」や、大型チェスやモノポリーなどで遊ぶことができるラウンジなど、学習で疲れた頭をリフレッシュできるスペースも充実しています。

このように、学生が自ら課題を発見し、他者との協働学習を通じて、主体的に解決していくことのできる「自立学習者」に成長するために、授業時間以外での学びもサポートする教育環境を整えた施設が、「KUIS8」です。



芝生を敷き詰めたリラックス空間「The Park」

「KUIS8」を建設したことによる、学生への影響を教えてください。

完成から日が浅いので、学生への影響については、まだ分析できていませんが、その利用者は、月間延べ2万人と以前よりも2〜3倍に増加しており、ラーニングアドバイザーとの面談回数も、ほぼ2倍に増加しています。

まずは、学生がどんどん自主的に利用してくれるよう、毎日でも来たくなるような学習環境作りが大切だと考えています。

今後は、学生の学習施設の利用状況を分析し、その結果を学生にフィードバックして、学習促進・支援に活用していければと考えています。

事業団の融資をご利用いただいた理由を教えてください。

私学事業団の融資は、借入期間が20年という長期の固定金利で融資を受けることができるうえ、低金利であったため、今回の新校舎建設に当たり利用させていただきました。

また、私学事業団の受配者指定寄付金も利用させていただいています。

取材後記

今回、「KUIS8」を取材させていただいて、とても印象的だったのは、まるで外国にいるのかと錯覚するような空間で、さまざまな国の留学生や外国人の教員と楽しそうに談笑や学習をしている学生の明るい笑顔でした。

その笑顔は、押し付けられて学習させられているのではなく、自らの意志で学習していることの証明だと感じました。

グローバル社会がいつそう進む中、語学力はもちろん、異文化を受け入れる力やさまざまな課題に対し、自ら切り拓いていく力を備えた人材が必要になっています。

「KUIS8」で身につけた自ら積極的に学ぼうとする姿勢は、彼らが社会に出た時に大きな財産になり、世界のさまざまな舞台で活躍されることでしょう。

取材に当たり、お忙しい中対応していただいた皆様には大変感謝申し上げます。

取材 企画室

私立大学等経常費補助金Q&A

学校法人から補助金課に寄せられた質問をQ&A形式でご紹介します

一般補助

○学生経費に係る調査票②（ICT）

Q 本学では、休講の情報を学生に伝達する手段として、ホームページやメール等を用いています。この場合、学生経費に係る調査票②（ICT）の取組内容、「学習管理システム」の「教員から学生への授業関連情報」の伝達（学習課題の提示、学習教材の配信等）に該当しますか。

A 該当しません。学習管理システムを利用して、教員から学生に授業の課題や教材の配信等を行っている場合に該当しますので、単に休講や教室変更等の事務的な案内を行っているだけの場合は対象となりません。

Q 本学では、他大学の授業を受信できる環境を整備していますが、今年度は遠隔教育にかかる授業の履修者がいません。この場合、学生経費に係る調査票②（ICT）の取組内容、「遠隔教育」の「他大学等で行われる授業の受講または他大学等への授業の配信」に該当しますか。

A 該当しません。遠隔教育を受講できる環境を整備し、実施していることが要件となりますので、履修者がいないため授業を開講しなかった場合は対象となりません。

○教員経費に係る調査票（教育研究補助者）

Q 本学では、4月から9月までティーチング・アシスタントとして雇用していた大学院生を、この10月より3月までリサーチ・アシスタントとして雇用します。この場合、教員経費に係る調査票（教育研究補助者）のリサーチ・アシスタントとティーチング・アシスタントのそれぞれに1名として申請することは可能ですか。

A 同一人を重複して申請はできません。リサーチ・アシスタント又はティーチング・アシスタントのいずれか一方で申請することとなります。

特別補助

○大学院等の機能の高度化（大学間連携等による共同研究）

Q 本学では、他大学と協定を結び、今年度の4月から共同研究を行っています。協定では研究終了後に研究成果を収録した紀要を作成することとなっていますが、研究期間が平成30年度末までの2年間のため、今年度中に紀要を作成する予定はありません。この場合、本項目の要件にある「共同研究の研究成果を収録した紀要等の作成を義務付けている」に該当しますか。

A 該当します。共同研究に関する紀要の作成が要件となりますが、協定等により作成することが決定されていれば、今後作成することを前提として対象となります。

Q 本学では、後期から開始する共同研究について、10月に開催する委員会で決定する予定となっていますが、この場合、本項目において対象となりますか。

A 対象となります。平成29年度に実施している（実施することが確実である）共同研究が対象となります。

○大学等の国際交流の基盤整備（大学等の教育研究環境の国際化）

Q 本学では、外国人留学生向けの入試制度を、秋季ではなく春季に実施しているのですが、本項目の取組留学生向けの入学選抜制度の実施に該当しますか。また、受験者がいない場合でも該当しますか。

A 該当します。当該年度中に入学する留学生を対象に選抜する制度を実施していれば、秋季入学ではなく春季入学であってもかまいません。その際、選抜自体を前年度に行っていない問題ありません。また、当該選抜制度の受験者がいない場合でも、募集を行っていれば該当します。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助 補助金第一係 ☎03(3230)

補助金第二係 7300-7302・7313

特別補助 7306-7308・7314

特別補助第一係 ☎03(3230)

特別補助第二係 7303-7305

7309-7312

私立大学等改革総合支援事業

☎03(3230)7295・7296

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成29年10月からの基準利率及び年金現価率（退職等年金給付）

企画室

退職等年金給付は、加入者と学校法人等の両者の負担に基づいた積立方式による年金制度です。

具体的には、加入者期間（70歳までの期間に限ります）である各月について、標準報酬月額・標準賞与額に応じた掛金を負担することにより、その月に適用する付与率に基づく付与額を算定し、付与額とこれに対する利子（基準利率に基づく複利）を積み立てて、これらを原資として、将来、年金を受給するしくみです（**図 退職等年金給付の運営イメージ参照**）。

毎年10月から適用する基準利率については、その年の9月30日までに見直しを行うこととされており、国債の利回り（10年国債応募者平均利回りの直近1年間又は5年間の平均のいずれか低い率）を基礎として、積立金の運用の状況及びその見直し並びに国家公務員共済組合の基準利率を勘案して設定することとされています。この基準利率の見直しに伴い、**年金現価率（※）**も見直されることとなります。

平成29年10月から適用する具体的な

基準利率は、基礎となる国債の利回りがマイナス0.037%であったことを踏まえ、これまでの0.32%から0%に見直すこととなりました。

また、この基準利率の見直しに伴う29年10月からの年金現価率と、国債の利回りの動向は、私学共済ホームページ（年金等給付▼年金等給付の概要▼退職等年金給付（新3階年金））に掲載していますので、ご覧ください。

見直し後の年金現価率による29年10月からの退職年金の額は、対象者宛て改定通知書を送付します。

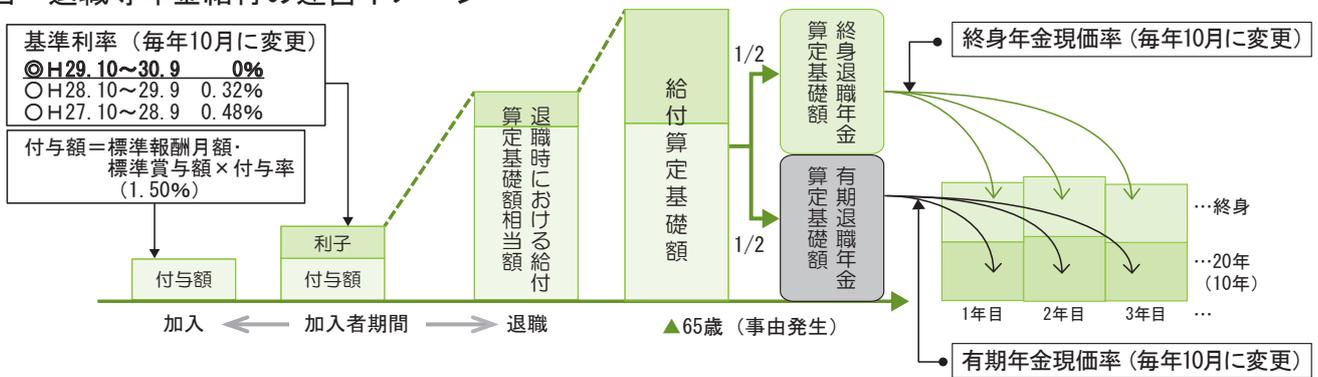
なお、標準報酬月額等に応じた掛金負担にかかる掛金率及び付与額算定にかかる付与率については、1.5%と変更はありません。

※年金現価率とは

基準利率や死亡率等を勘案し、終身にわたり又は支給残月数の期間において一定の年金額となるよう算定するための率で、これには、終身年金現価率と有期年金現価率があり、基準利率等が変更されると、年金現価率も変更されます。

共済業務

図 退職等年金給付の運営イメージ



医療費通知の送付

10月下旬に送付します
業務部 短期給付課

加入者証等で医療機関を受診すると、窓口では一部負担金のみで済むため、実際にかかった医療費の総額が分かりにくいのが現状です。

私学事業団では、医療費の総額等をお知らせすることで、加入者及び被扶養者に医療費の実情を知っていただき、健康管理に対する意識を持っていただくことを目的に、10月下旬に平成29年5月受診分の医療費の総額等を記載した「医療費通知」（加入者宛て「親展」扱いの圧着はがき）を学校法人等（任意継続加入者は届け出住所）宛てに送付しますので、該当者に配付してください。

●「医療費通知」には、受診者名、受診年月、入院・外来等の別、診療日数、医療費の総額及び自己負担額が記載されています。医療機関名や傷病名等、内容に関する問い合わせにはお答えできません。

●医療機関から本事業団への医療費請求が遅れた場合は、記載がありません。また、5月以前の受診分を記載することがあります。

●「医療費通知」は、確定申告の医療費控除の証明書には使用できません。一部負担金免除証明書を提示し受診した医療費は含まれていません。

積立共済年金・共済定期保険 後期募集 (平成30年4月1日加入)

福祉部 保健課

● 積立共済年金 (つみきょう)

募集期間 平成29年11月1日(水)～11月30日(木)

私学事業団必着

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円(2口)の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

※積立金増額のため「中途一時払」の取り扱いができます。

募集のパンフレットを加入者向広報「レター」11月号に差し込んで送付しますので、加入者への配付をお願いします。

● 共済定期保険 (きょうさいていき)

募集期間 平成29年10月16日(月)～11月17日(金)

私学事業団必着

※例年より半月程、募集期間が早くなっていますので、ご注意ください。

〔 共済定期保険専用フリーダイヤル
☎ 0120 (716) 267 平日:9:00～17:15 〕

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右表のとおりです。

募集に当たっては、個別案内付き申込書が入った封筒を10月上旬に学校法人等宛てに送付しますので、加入者に配付をお願いします。

なお、今回の募集から「3大疾病保障コース」に新特約を導入します。これに伴い、「3大疾病保障コース」の既加入者については、新特約付加希望の有無を確認するため、「加入申込書兼告知書」の提出をお願いします。

◆ 1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還付します。

(平成28年度配当率)

家族年金コース・学校加入コース	約 45.04%
医療保障コース	約 47.29%

● 各申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退(共済定期保険のみ)」を受け付けます。

積立共済年金の新規申し込みをする場合は「新規加入申込書」にて、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」にて申し込んでください。

共済定期保険の申し込み(新規・変更・脱退)は、パンフレットに記載されている加入資格(告知内容)、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校に訪問して説明会を開催します。ご希望の場合は保健課貯金係までお申し出ください。

税制適格コース (個人年金保険料控除の対象)

満65歳までに10年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金
又は一時金を選択

自由選択コース (一般生命保険料控除の対象)

満65歳までに2年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金・
医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

家族年金コース

(主契約です)

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます(配当金を還付)。

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき
(配当金を還付)

医療費支援コース

日帰り入院から保障その他手術、女性疾病にも対応

new

3大疾病保障コース

3大疾病に加えて、このたび7大疾病や上皮内がんにも対応の二つの特約を導入!

長期休業補償コース

病気やケガで60日(免責期間)を超えて就業不能となったとき

学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています(配当金を還付)。

申し込み方法



1 私学共済事業トップページ



アクセス方法

- 1 私学共済事業トップページの「事務担当者用ページ」の「ログイン」をクリックしてください。
- 2 認証画面が表示されたら、ユーザー名とパスワードを小文字で入力し、「OK」をクリックしてください。「資格情報を記憶する」をチェックすると次回以降の入力を省略できます。
- 3 ご覧になりたい項目をクリックしてください。

私学共済ホームページでは、事務担当者用の専用ページを設置し、日常の共済事務を行うための基本的な情報を掲載しています。

私学共済ホームページ
事務担当者用ページのご案内
広報相談センター 広報班

2 認証画面



- 資格取得からの手続きフローや標準処理期間等を掲載しています。
- 資格関係
- 磁気媒体での申請や短時間労働加入者にかかる手続き等について掲載しています。
- 年金関係
- 老齢・退職の年金の請求案内を掲載しています。

また、手続きに関するQ&Aも掲載しています。

事務担当者の基礎知識
 資格取得からの手続きフローや標準処理期間等を掲載しています。

資格関係
 磁気媒体での申請や短時間労働加入者にかかる手続き等について掲載しています。

年金関係
 老齢・退職の年金の請求案内を掲載しています。

掲載している情報

共済業務スケジュール

事務担当者に手続きしていただく

私学共済制度に関する日常業務のスケジュールと概要をカレンダー形式で掲載しています。

3 事務担当者用ページ



- 福祉事業関係
- 特定健康診査・特定保健指導に関する情報や貸付け償還額の試算表を掲載しています。
- 私学共済制度の刊行物
- 事務の手引、事務担当者連絡会・研修会テキスト等、事務担当者向けの刊行物を掲載しています。
- 私学共済制度の沿革
- 昭和29年1月1日私学共済制度発足当時の沿革を掲載しています。
- 私学共済制度の関係法令の検索
- 私学共済制度の関係法令の検索は、リンク先の総務省「法令データ提供システム」を利用してください。

私学事業団では、介護に関するビデオやDVDを無料で貸し出ししています。

介護ビデオ・DVDをご利用ください

福祉部 保健課

貸し出しビデオ・DVD

- ①「DVDブック 新しい介護基本のき」(DVD1枚)
 - ②「在宅介護教室」(ビデオ全5巻又はDVD1枚)
 - ③「すこやかシルバークン」(ビデオ全8巻)
 - ④「在宅介護の基礎と実践」(DVD全10枚)
- 詳しくは、「私学共済ブック2017」(保健・宿泊編) 46頁又は、私学共済ホームページ「福祉事業」をご覧ください。

申し込み方法

「介護DVD等借入申込書」に必要事項を記入のうえ、各ガーデンパレス共済業務課へ申し込んでください。

※申込書は、「私学共済ブック2017」(保健・宿泊編) 205頁又は、私学共済ホームページからダウンロードできます。なお、返却にかかる送料は実費負担となります。

ポイント

退職した人を認定する場合は、雇用保険加入の有無の確認が必要になります。
次のフローチャートにしたがって添付書類を確認してください。

- ↓ YES ◆退職した勤務先が発行する書類
- > NO ◎ハローワークが発行する書類
- ☆私学共済ホームページからダウンロードできる書類



共済業務

※2 退職した勤務先がハローワークに手続きをして交付されるため、退職した勤務先から受け取るようになります。

- 雇用保険は給与と同じ性質のものみなされます。受給期間が90日間で基本手当の日額が3,612円の場合は、 $3,612円 \times 90日 = 325,080円$ で、受給総額は130万円未満ですが、年収に換算すると、 $3,612円 \times 360日 = 1,300,320円$ となり、130万円以上となるため被扶養者にはなれません。つまり、日額3,612円以上受給している間は、被扶養者として認定できません。
- 65歳以上の人で、退職を理由に申請する場合、雇用保険は一時金とみなされますので受給の有無は問いません。
- 「被扶養者認定申請書」及び「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届」は複写式となっていますので、私学共済ホームページからはダウンロードできません。お手数ですが共済事業本部又は各ガーデンパレス共済業務課(東京を除きます)まで連絡してください。

被扶養者認定申請事例（退職した人の認定）

業務部 資格課

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している加入者の配偶者や子などの家族のうち、私学事業団で「被扶養者」として認められた人について、加入者と同じように病気やケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。

被扶養者の認定申請の手続きは難しく、必要な添付書類が分からないという声が寄せられています。

そこで、被扶養者の認定申請について具体的な事例を挙げて説明します。

また、被扶養者の基本的な事項は、「事務の手引 平成29年版」97頁 第7章 被扶養者を参照してください。

Q 私の妻（60歳未満）は昨年の年収が400万円ありましたが、今年9月30日で退職しました。前年の収入が130万円以上なので、被扶養者にはなれないのでしょうか。

また、雇用保険の基本手当を受給する予定ですが、自己都合退職のため受給は3か月後からとなります。受給を開始するまでの間、被扶養者に認定されるとしたら申請にはどのような手続きをしたらよいですか。

A 被扶養者の認定基準となる収入要件は、現在の恒常的な収入^{※1}によって算定します。したがって、昨年の収入は認定限度額である130万円を超えています。現在は退職していますので被扶養者になることができます。

退職が認定の事由となりますので、前年の収入は問いません。

退職後の恒常的な収入は雇用保険の基本手当となりますが、受給を開始するまでは収入がありませんので、被扶養者になることができます。

※1 給与収入、恩給、公的年金、個人年金、傷病手当金、失業給付金、資産所得、事業所得などの収入で継続して入る、又は入る予定のものをすべて含みます。

【被扶養者認定申請書に添付する書類】

被扶養者を認定する場合は、加入者との続柄及び生計維持関係が確認できる書類が必要になりますので、次の書類を添付してください。

- ①続柄、生年月日を確認するために戸籍謄本等（加入者が世帯主の場合は、続柄（妻）が記載されている住民票でも可。ただしマイナンバー記載のないもの）
- ②雇用保険離職票1、2の写し
- ③給付制限期間等の記載のある雇用保険受給資格者証の写しを後送する旨の誓約書
- ④給付制限期間等が終了した翌日で被扶養者の取り消しをする旨の同意書
- ⑤被扶養者取消申請書（給付制限期間等終了後に被扶養者を取り消すため、あらかじめ提出が必要です）
- ⑥「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」

60歳未満の配偶者を認定する場合は、国民年金の第3号被保険者に該当しますので、第2号被保険者（加入者）の勤務先である学校法人等を経由して本事業団に提出してください。被扶養者の認定証明等をした後、本事業団から管轄の年金事務所等に進達します。

- ⑦基礎年金番号の確認できる書類の写し

（注） 被扶養者の認定については、要件を備えた日から30日以内に申請書の提出がないと、本事業団が申請書を受理した日（発信年月日が確認できる場合はその日）が認定日となります。

認定日前に病院にかかった医療費は全額自己負担となりますので、注意してください。





共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金 後期申し込み締め切り及び 残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みは**10月25日(水)**(私学事業団必着)までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。
- ②「積立貯金決算明細書」は9月下旬から10月上旬に、貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は10月中旬に、学校法人等宛てに送付します。「積立貯金残高通知書」は加入者に配付してください。 **【福祉部 保健課】**

年末調整用証明書の送付

- ①積立共済年金加入者
 9月下旬に、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を積立共済年金加入者の届け出住所宛てに送付しました。
 なお、平成29年10月1日新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。
- ②共済定期保険加入者
 10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届け出住所宛てに送付します。 **【福祉部 保健課】**
- ③住宅貸付借受者
 平成28年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための29年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等宛てに送付します。
 ※29年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、30年1月中旬に学校法人等宛てに送付します。 **【福祉部 貸付課】**
- ④任意継続加入者
 平成29年分任意継続掛金の納付が10月初旬までに確認されている人には、「平成29年分任意継続掛金納付証明書」を10月下旬に送付します。 **【業務部 掛金課】**

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。 **【福祉部 貸付課】**

加入者向広報「レター」11月号、 「私学共済ブック2017〔給付編〕」等の発送

加入者向広報「レター」11月号、「私学共済ブック2017〔給付編〕」等を10月中旬に学校法人等宛てに順次発送します。送付部数は、9月末現在の加入者数です(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)。詳しくは送付状を確認してください。
 到着しましたら、加入者への配付をお願いします。不足の場合は広報班までご連絡ください。
【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

11月2日送金分は**10月13日(金)**が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。 **【福祉部 貸付課】**

10月の共済業務スケジュール

2日(月)	貸付 送金
6日(金)	貸付 9月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
16日(月)	共済定期保険 後期募集開始
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 加入・金額変更・復活・払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
30日(月)	掛金等 9月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 10月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(火)	掛金等 9月分納期限 貸付 11月22日送金申し込み締め切り

11月の共済業務スケジュール

1日(水)	積立共済年金 後期募集開始
2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 10月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 12月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等宛てに送付しています。

限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。

また、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕にも掲載していますのでご活用ください。



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

10月は、「平成29年度教員経費に係る調査票」「平成29年度学生経費に係る調査票」「平成29年度認証評価経費調査票」等について掲載する予定です。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300~7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実に資するための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的として、助成業務において私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

平成30年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定ですのでご覧ください。

【総務部 人事課】

☎03(3230)7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

平成29年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内

学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供を行っています。経営相談、財務分析、会計処理、講師派遣など幅広いサービスを行っていますのでご利用ください。

●主なサービスの内容

◆経営相談

◆財務分析等のデータ提供

①学校法人が直接、データや分析資料等を出力閲覧できるシステム（私学情報提供システム）を提供しています。

※ご利用には、私学事業団が発行する電子認証が必要です。

②学校法人からの依頼に応じて資料を作成・提供しています。

◆会計処理等の相談

会計処理や実務上の取り扱い等の質問にお答えしています。

◆学校法人等が主催する研修会への講師派遣

本センターの職員を講師として派遣しています。

◆各種セミナーの開催

学校経営等に関するセミナーを開催しています。

詳細は、本事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供〕をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848(会計相談、データ提供)

7838(講師派遣)

7849・7850(セミナー)

Eメール center@shigaku.go.jp

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7828・7830・7832(経営相談)

Eメール shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT
 **広島カーテンパレス**

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122 (代表)
 (JR「広島」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-hiroshima.com/>

庭園会席 (温泉+送迎付) プラン

1泊2食 (2名1室/1名様) 14,000円
 取扱期間: 通年 (毎週火曜日及び年末年始を除きます)

庭園に囲まれた広島屈指の料亭「半べえ」で夕食をお召し上がりいただくプランです。
 併設する「半べえ温泉」の入浴券も付いています。
 当館からタクシーで約15分、無料送迎付きです。

※2名様からご予約を承ります。
 ※ご予約・キャンセルともに2日前までとなります。

料亭「半べえ」



庭園



夕食 (イメージ)



温泉

湯河原 敷島館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755
 (JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行き又は「不動滝」行きバスで「美術館前」下車、すぐ前)

11月中旬より奥湯河原の「もみじの郷」や「万葉公園」の紅葉が見頃になります。
 散策の後、源泉掛け流しの温泉でお過ごしください。



お刺身コース(盛り合わせは3名様分)(イメージ)

お刺身コース

1泊2食 (2名1室/1名様) 13,300円

取扱期間: 通年 (年末年始を除きます)
 会席コースのお刺身をちょっと贅沢にしています。
 その他、「金目鯛コース」(1泊2食11,800円)もご用意しています。

※各コース2名様からご予約を承ります。



万葉公園紅葉

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。
 利子助成は二つのパターンがあります。

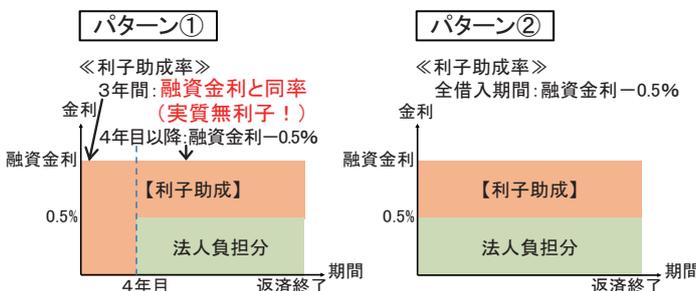
そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (平成29年10月1日現在)

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舍やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.60	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp